

福岡医発第 84 号 (地)

令和 6 年 4 月 9 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会

会 長 蓮 澤 浩 明

(公 印 省 略)

訪問診療等におけるオンライン資格確認の仕組み（居宅同意取得型）の
実施上の留意事項について

時下 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

オンライン資格確認につきまして、令和 6 年 4 月から訪問診療等（訪問診療、歯科訪問診療、訪問服薬指導（薬剤管理指導）、往診等）におけるオンライン資格確認の運用が開始されることから、訪問診療等におけるオンライン資格確認の仕組み（居宅同意取得型）の実施上の留意事項について、厚生労働省より日本医師会を通じて通知がありました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただくとともに、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

記

【留意事項概要】

- ・ 第 1 居宅同意取得型の導入・機能追加
 (利用開始手続について)
 (利用可能端末・操作 手順について)
- ・ 第 2 再照会機能
 (再照会機能を利用できる場面について)
 (継続的な関係について)
 (薬剤情報等の閲覧について)

【別添資料】

- ・ 事務連絡：訪問診療等におけるオンライン資格確認の仕組み（居宅同意取得型）の実施上の留意事項について（協力依頼）
- ・ 訪問診療等におけるオンライン資格確認とは

以上

日医発第 2267 号(情シ)(保険)
令和 6 年 3 月 28 日

都道府県医師会 担当理事 殿

公益社団法人 日本医師会
常任理事 長島 公之
(公印省略)

**訪問診療等におけるオンライン資格確認の仕組み（居宅同意取得型）の
実施上の留意事項について（協力依頼）**

平素より本会会務の運営に特段のご理解・ご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

オンライン資格確認につきまして、令和 6 年 4 月から、訪問診療等（訪問診療、歯科訪問診療、訪問服薬指導（薬剤管理指導）、往診等）におけるオンライン資格確認の運用が開始される予定となっております。

この度、訪問診療等におけるオンライン資格確認の仕組み（居宅同意取得型）の実施上の留意事項について、周知依頼が厚生労働省より本会宛にまいりました。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただくと共に、貴会管下の郡市区等医師会ならびに会員への周知方につき、ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

以上

【留意事項概要】

- ・第 1 居宅同意取得型の導入・機能追加
(利用開始手続について)
(利用可能端末・操作 手順について)
- ・第 2 再照会機能
(再照会機能を利用できる場面について)
(継続的な関係について)
(薬剤情報等の閲覧について)

【別添資料】

- ・事務連絡:訪問診療等におけるオンライン資格確認の仕組み(居宅同意取得型)の実施上の留意事項について(協力依頼)
- ・訪問診療等におけるオンライン資格確認とは

事 務 連 絡
令和6年3月21日

公益社団法人 日本医師会 御中

厚生労働省保険局医療介護連携政策課

訪問診療等におけるオンライン資格確認の仕組み（居宅同意取得型）の
実施上の留意事項について（協力依頼）

日頃より、貴会におかれては、医療保険行政の推進にご協力いただき、厚く御礼を申し上げます。

訪問診療等におけるオンライン資格確認の仕組み（居宅同意取得型）については、医療機関・薬局において、令和5年11月30日からプレ運用期間として利用することが可能になっており、令和6年4月1日から運用開始することとしています。また、指定訪問看護ステーションにおいて、令和6年2月1日からプレ運用期間を開始し、令和6年6月1日から運用開始することとしています。

今般、居宅同意取得型の利用等に係る留意事項を別紙のとおりとりまとめ、地方厚生（支）局医療課長等宛てに通知しましたので、貴会会員の皆様にご案内いただきますようお願い申し上げます。

保連発 0321 第 1 号
保医発 0321 第 9 号
令和 6 年 3 月 21 日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長
社会保険診療報酬支払基金理事長
国民健康保険中央会理事長

殿

厚生労働省保険局医療介護連携政策課長
（ 公 印 省 略 ）
厚生労働省保険局医療課長
（ 公 印 省 略 ）
厚生労働省保険局歯科医療管理官
（ 公 印 省 略 ）

訪問診療等におけるオンライン資格確認の仕組み（居宅同意取得型）の
実施上の留意事項について

訪問診療等におけるオンライン資格確認の仕組み（居宅同意取得型）については、医療機関・薬局において、令和 5 年 11 月 30 日からプレ運用期間として利用することが可能になっており、令和 6 年 4 月 1 日から運用開始することとしている。また、指定訪問看護ステーションにおいて、令和 6 年 2 月 1 日からプレ運用期間を開始し、令和 6 年 6 月 1 日から運用開始することとしている。

今般、居宅同意取得型の利用等に係る留意事項を下記のとおりとりまとめたので、その取扱いに遺漏のないよう保険医療機関・薬局、指定訪問看護事業者等に対し、周知徹底を図られたい。

記

第 1 居宅同意取得型の導入・機能追加

居宅同意取得型の機能を利用することにより、訪問診療等（往診、オンライン診療等を含む。）を行う居宅においてオンライン資格確認を実施し、患者・利用者（以下「患者等」という。）の医療保険の直近の資格情報を確認することができるほか、

本人の同意に基づき薬剤情報、診療情報、特定健診等情報を閲覧することが可能となり、業務効率化や質の高い医療の提供が可能となる。

(利用開始手続について)

居宅同意取得型の機能を利用するためには、まず保険医療機関（※１）・薬局又は指定訪問看護ステーション（※２）（以下「保険医療機関等」という。）において、オンライン資格確認の本体システムの導入として、資格確認端末の準備や回線敷設を行う必要がある。その上で、オンライン資格確認の管理者画面における環境設定から、利用規約に同意の上、「訪問診療等機能」又は「オンライン診療等機能」を「利用しない」から「利用する」に変更することにより、居宅同意取得型の機能を利用することが可能になる（※３）。

そのため、既に外来窓口においてオンライン資格確認を導入している保険医療機関・薬局においては、オンライン資格確認の管理者画面から環境設定の変更を行っていただきたい。また、訪問診療のみを実施する保険医療機関（経過措置第３号）及び指定訪問看護ステーションにおいては、オンライン資格確認の本体システムを導入した上で、環境設定により「訪問診療等機能」を「利用する」に変更していただきたい。

（※１）在宅患者訪問看護・指導料等を算定する保険医療機関を含む。

（※２）介護保険の指定を受けることで、医療保険の指定訪問看護事業者としてのみなし指定を受ける事業所を含む。具体的には、指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準（平成12年厚生省令第80号）の人員基準を満たす（介護予防）訪問看護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護における訪問看護、看護小規模多機能型居宅介護の事業所は、地方厚生（支）局に別段の申出をしない限り、指定訪問看護ステーションに含まれる。

（※３）往診でオンライン資格確認を行う場合は、「訪問診療等機能」を利用することとなる。

(利用可能端末・操作手続について)

居宅同意取得型のオンライン資格確認は、保険医療機関等の職員が持参するモバイル端末等（スマートフォン、タブレット、市販の汎用カードリーダーに接続したノートPC等）（※４）又は患者のモバイル端末等から、Webサービス「マイナ在宅受付Web」にアクセスし、モバイル端末等で患者等のマイナンバーカードを読み取り、本人確認を行うことで実施する（※５）。「マイナ在宅受付Web」のURL及びその二次元コードは、保険医療機関等ごとに発行されるものであり、オンライン資格確認の管理者画面から作成・取得することができる。

上記の機能追加やURLの発行に係る具体的な操作手続は別添１のとおりであるため、参考にしていただきたい。

（※４）保険医療機関等が業務用のみに用いる端末であることが望ましいが、適切な安全管理を行うことにより、保険医療機関等の職員個人が保有する又は個人の管理下にある端末の業務利用（Bring Your Own Device; BYOD）も想定される。端末の安全管理に当たっては、別添

2のチェックリストも活用していただきたい。

(※5) 初回におけるマイナンバーカードによる本人確認では、現在、4桁の暗証番号の入力を求めているが、令和6年10月より、4桁の暗証番号の入力又は目視確認（患者等の顔とマイナンバーカードの顔写真を職員が目視により本人確認を行うこと）のいずれかを選択して実施できるアプリケーションを配信する予定であり、利便性の向上を図ることとしている。

実際の居宅におけるオンライン資格確認の実施に当たっては、保険医療機関等のモバイル端末等を利用する方法のほか、「マイナ在宅受付 Web」の URL 又はその二次元コードを提示し、患者のモバイル端末等を用いて利用する方法も可能であり、各施設において対応を検討いただきたい。なお、停電や通信障害、患者のマイナンバーカードが使用できない場合（カードの券面汚損、ICチップの破損等）など、何らかの事情によりマイナンバーカードでのオンライン資格確認を行うことができない場合であっても、患者等からマイナポータルの特受者資格情報の画面を提示いただく方法や、今後送付される保険者からの資格情報のお知らせ（被保険者等記号・番号、保険者番号、負担割合等を記載）とともにマイナンバーカードを提示いただく方法等により療養の給付を受ける資格が明らかであることを確認できれば、保険診療・保険調剤を行い、適切な自己負担分（3割分等）の支払を求めることが可能である。

保険医療機関等として、オンライン資格確認を導入した上で、さらに業務用のモバイル端末等を確保することや資格確認端末をレセプトコンピュータなどの院内システムと連携することは、各施設の任意であるが、これらは施設の業務効率化や利便性向上に資するものであり、また、モバイル端末等の導入やレセプトコンピュータなどとの連携に要するシステム改修の費用については令和5年度補正予算により実施している補助金（指定訪問看護ステーションについては、医療情報化支援基金）を活用することが可能であるため、積極的に対応をご検討いただきたい。

第2 再照会機能

居宅同意取得型のオンライン資格確認には、資格確認の方法として再照会機能が実装されている。なお、再照会とは、保険医療機関等から訪問診療等を受けようとする場合であって当該保険医療機関等からオンライン資格確認による確認を受けてから継続的な療養等を受けている場合において、当該保険医療機関等が、過去に取得した患者等の被保険者又は被扶養者の資格に係る情報を用いて、保険者に対し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により、あらかじめ照会を行い、保険者から回答を受けて取得した直近の当該情報を確認する方法のことをいう（※6）。

（再照会機能を利用できる場面について）

訪問診療等（訪問診療、訪問看護、歯科訪問診療、訪問薬剤管理指導、訪問リハ

ビリテーション、訪問栄養食事指導、訪問歯科衛生指導等をいう。)では、医療関係者が患者の居宅を訪問し、当該患者等に対して継続的に医療の提供を行うことが想定されており、患者等のなりすましが発生する蓋然性が相当程度低いと考えられることから、当該保険医療機関等との継続的な関係のもと訪問診療等が行われていることを確認できる場合に限り、2回目以降の訪問時において、再照会による資格確認を可能としている(※6)。

したがって、往診やオンライン診療等(オンライン診療及びオンライン服薬指導をいう。)は再照会機能の対象ではなく、こうした場合においては、通常の外来の場合と同様に、診療の都度、資格確認を行う必要がある。なお、保険医療機関等が、患者等に訪問診療等を継続的に実施している期間において、当該保険医療機関等が当該患者等に対して往診を行うこととなった場合には、再照会を行うことが可能である。

(※6) 具体的には、初回の訪問時は、患者等の居宅において、居宅同意取得型のオンライン資格確認を行うこととなるが、例えば、同月や翌月などに行う2回目以降の訪問診療等では、訪問前に、保険医療機関等の端末の再照会機能を活用することで、最新の資格情報等をあらかじめ確認し、訪問診療等を実施することができる。保険医療機関等における手順については、別添3の「オンライン資格確認クイックガイド(抄)」なども参照のこと。

(継続的な関係について)

「継続的な関係」は、当該保険医療機関等が行ったレセプト請求の審査結果等を活用してシステム上で確認することとしており、具体的には、居宅同意取得型によるオンライン資格確認を実施した初回訪問から、3か月を経過する日の属する月の末日まで再照会機能を利用することが可能であり、更にこれを継続する場合には、初回訪問から診療等が毎月継続していることがレセプト請求の審査結果から確認できる必要があることとしている。なお、月遅れ請求を行った場合などにおいては、継続的な関係が確認できない場合があることに留意すること。「継続的な関係」の確認方法については、運用状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うことを予定している。

(薬剤情報等の閲覧について)

再照会が可能である期間は、初回の訪問時に患者等が行った同意に基づき、保険医療機関等は、オンライン資格確認等システムに対して、薬剤情報等の照会を行い、閲覧することが可能である。薬剤情報等は、保険医療機関等の資格確認端末や電子カルテ用端末等から閲覧することが可能であり、モバイル端末等から確認することはできないため、初回訪問時は患者等の薬剤情報等をあらかじめ確認することができないことに留意されたい。なお、契約や計画策定などのために事前に患者等の居宅を訪問した際、近く行われることとなる訪問診療等のため、あらかじめ患者等から薬剤情報等の閲覧に係る同意を取得し、薬剤情報等を取得・閲覧してから初回の訪問診療等を行うことは可能である。

以上

(参考) 事前準備① オンライン資格確認等システムの環境設定情報変更

院内・事業所
での操作

各医療機関等の管理者により、訪問診療等機能を利用可能な設定にする。

①管理者が「環境設定情報更新」のメニューをクリック

②「訪問診療等機能」を「利用する」に変更して、更新ボタンをクリック
(オンライン診療等も同様)

オンライン資格確認等システム
お知らせ一覧

マイナンバーカードで確認

保険証/処方箋で確認

資格情報一括照会
資格情報一括照会
資格情報一括照会結果

照会番号一括登録
照会番号一括登録
照会番号一括登録結果

アカウント情報管理
アカウント管理 (登録)
アカウント管理 (更新)
パスワード変更

問い合わせ管理
資格確認履歴照会
医療情報閲覧履歴照会

環境設定情報管理
環境設定情報更新
テスト用データセットアップ

顔認証付きカードリーダー管理
顔認証付きカードリーダー操作

画面遷移

オンライン資格確認等システム
環境設定情報更新

環境設定情報更新 ※医療機関内の共通情報 *必須項目 オンライン資格確認等システム利用規約 表示する

医療機関コード: 1234567890 医療機関名: サンプル医療機関

環境依存項目

* 利用文字コード: UTF-8

閲覧同意の利用有無(情報の利用有無)

* 手術情報: 利用する

* 薬剤情報: 利用する

* 診療情報: 利用する

* 特定健診情報: 利用する

* 特定疾病療養受療証: 利用する

電子処方箋管理サービス関連項目

* 電子処方箋利用区分: 電子処方箋 + 紙の処方箋併用

* 発行形態選択タイミング: 資格確認時に確認する

訪問診療等・オンライン診療等関連項目

訪問診療等・オンライン診療等の機能を利用する場合は最新の「オンライン資格確認等システム利用規約」を事前に読んでください。

* 訪問診療等機能: 利用しない

* オンライン診療等機能: 利用しない

更新

「オンライン資格確認等システム利用規約」
を確認した上で、「利用する」を選択

(参考) 事前準備②「マイナ在宅受付Web」として医療機関別のURLを発行

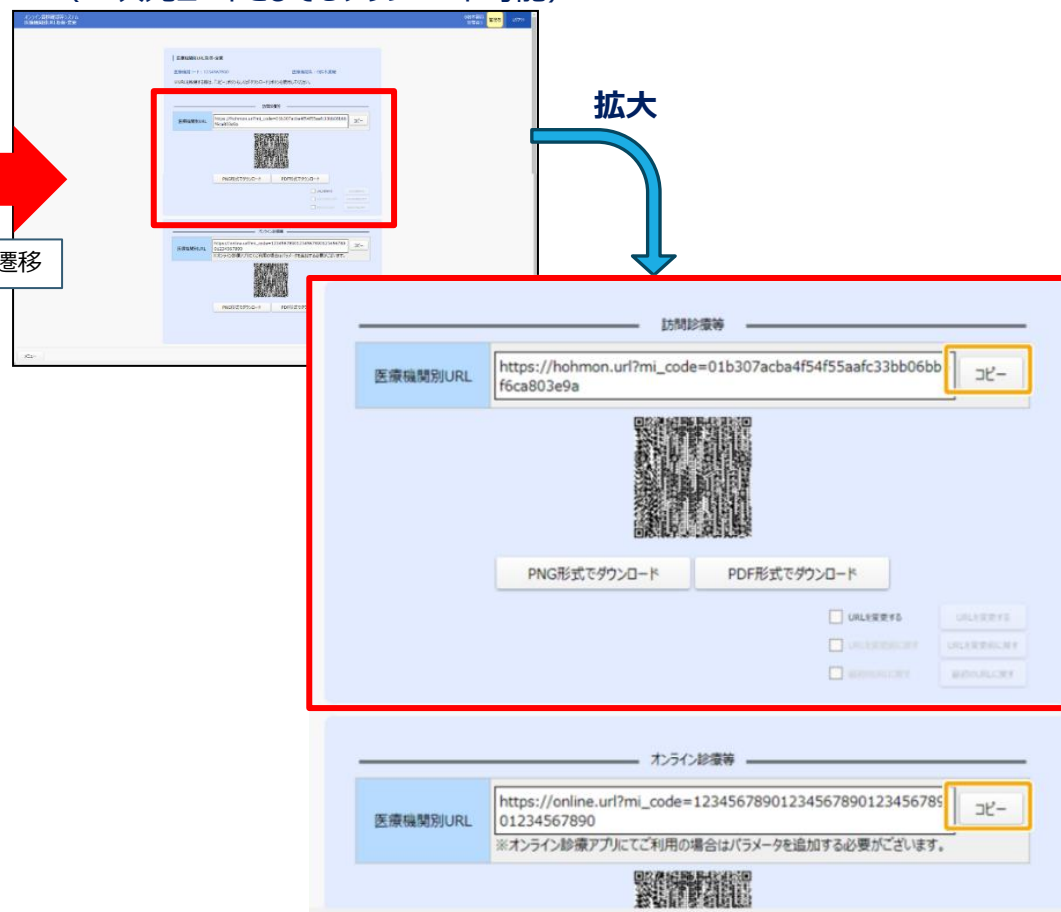
院内・事業所
での操作

「マイナ在宅受付Web」として、インターネット経由でアクセスするための医療機関別のURLを発行する。

①「医療機関別URL取得・変更」メニューをクリック



②「マイナ在宅受付Web」として、医療機関別のURLを生成し、コピーする。
(二次元コードとしてもダウンロード可能)



※「マイナ在宅受付Web」にアクセスするためのURLや二次元コードは、医療機関等コードをもとに暗号化して生成。

医療機関等の電子証明書を利用して、オンライン資格確認等システムにログインし、「マイナ在宅受付Web」に登録された同意情報をもとに、患者の資格情報等の情報取得を可能とすることにより、セキュリティを確保。

モバイル端末等の安全管理に関するチェックリスト

- モバイル端末等を用いてオンライン資格確認のサービスを利用する場合、そのモバイル端末等は、施設等が業務用のみに用いる端末であることが望ましいです。
- 施設においては、以下のチェックリストを活用しながら、モバイル端末等を安全に管理するようお願いします。
- なお、職員個人の所有する又は個人の管理下にある端末の業務利用（Bring Your Own Device; BYOD）も想定されます。BYOD を実施する場合も、以下のチェックリストを活用して、施設が管理する情報機器等と同等の対策を講じるようお願いします。

チェック実施日：_____年____月____日

担当者：_____

チェック欄	対策内容
端末上の対策	
☐	OS やソフトウェアは、自動アップデート機能等により常に最新の状態に保ちましょう。また、提供元が確認できないソフトウェアをインストールしないようにしましょう。
☐	ウイルス対策ソフトウェアを導入して定期的なウイルススキャンを行い、悪意のあるソフトウェアを検出・除去するようにしましょう。また、ウイルス対策ソフトウェアを常に最新版に更新しましょう。
☐	端末に対して、推定されにくいパスワードやロック等を設定した上で、定期的に変更等するなどの対策を行いましょう。
管理上の対策	
☐	資格確認業務に用いる情報機器等について台帳で管理を行い、端末が、施設により許可された職員に使用され、上記の「端末上の対策」が講じられていることを定期的を確認しましょう。
☐	個人情報等の漏洩を防ぐため、端末等の安全管理について、職員に対して周知・教育訓練等を定期的の実施しましょう。

参考：「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン 第 6.0 版（令和 5 年 5 月）」

② 訪問診療等、往診（マイナンバーカードによる同意取得）の場合

業務開始時・終了時に行うこと（毎日）

業務開始前に行うこと

端末の電源を入れる・ログインする

① 資格確認端末の電源を入れる

② 資格確認端末にログインする



業務終了時に行うこと

端末の電源を切る

① 資格確認端末の電源を切る

※ 画面に更新が必要な旨表示された場合、再起動完了を行った上で、シャットダウン

※ 画面表示できない資格確認端末を使用している場合、資格確認端末の電源は切らない



初回訪問時に行うこと

初回訪問後に行うこと

マイナ在宅受付Webアクセス

同意内容の選択・確認

同意取得・資格確認
本人確認

同意登録完了

資格確認・照会番号登録

① URLからアクセス【職員】



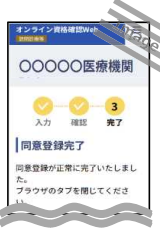
① 手術情報・診療/薬剤情報・特定健診情報の閲覧同意の内容選択を案内【職員】



① マイナンバーカードの暗証番号入力、読み取り【患者】



① 同意登録の完了を確認【職員】



① レセプトコンピュータ用端末等で資格情報の要求・結果確認



② 照会番号の登録

医療機関等毎に任意で照会番号（患者を特定する任意の番号）を登録しておくことで、次回訪問前にスムーズに患者の特定ができます。

※ レセプトコンピュータ用端末の仕様により差異有。詳細は、「レセプトコンピュータ用端末等操作マニュアル」を参照ください。

※ 詳細は、「マイナ在宅受付Web操作マニュアル」を参照ください。

2 回目以降の訪問前に行うこと（継続的な訪問診療等が行われている間）

患者情報の再照会（一括）

訪問する患者情報をアップロード

照会結果を確認・ダウンロード

薬剤情報・診療情報・特定健診情報検索・閲覧

① 資格確認一括要求ファイルを作成し、オンライン資格確認等システムにアップロード



① アップロード後しばらく時間をおいてから、照会結果を確認・ダウンロード



① 電子カルテシステム等の端末で検索条件を入力し、患者の情報を検索 ※患者から同意を取得している場合のみ



② 電子カルテシステム等の端末より患者の薬剤情報・診療情報・特定健診情報を閲覧



※ 詳細は、「操作マニュアル(一般利用者・医療情報閲覧者編)」を参照ください。

※ 詳細は、「電子カルテシステム等操作マニュアル」を参照ください。

患者情報の再照会（個別）

訪問する患者情報の入力・検索

照会結果を確認・ダウンロード

薬剤情報・診療情報・特定健診情報検索・閲覧

① 診療区分に「訪問診療等」を選択のうえ、患者の保険者番号、被保険者証番号・枝番、生年月日、資格確認日をオンライン資格確認等システムに入力し検索



① 照会結果を確認・ダウンロード



① 電子カルテシステム等の端末で検索条件を入力し、患者の情報を検索 ※患者から同意を取得している場合のみ



② 電子カルテシステム等の端末より患者の薬剤情報・診療情報・特定健診情報を閲覧



※ 詳細は、「操作マニュアル(一般利用者・医療情報閲覧者編)」を参照ください。

※ 詳細は、「電子カルテシステム等操作マニュアル」を参照ください。

継続的な訪問診療等の終了時に行うこと

患者の閲覧同意取消し

同意取消し照会

同意取消し完了

① 資格確認端末等よりオンライン資格確認システムの「同意取消照会」にて保険者番号、被保険者証番号・枝番、生年月日を入力



① 患者の資格情報から対象患者であることを確認し、同意を取り消す



※ 詳細は、「訪問診療等におけるオンライン資格確認の運用フロー」を参照ください。

病院・診療所向けオンライン資格確認クイックガイド

③ オンライン診療等（マイナンバーカードによる同意取得）の場合

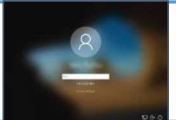
業務開始時・終了時に行うこと（毎日）

業務開始前に行うこと

端末の電源を入れる・ログインする

① 資格確認端末の電源を入れる

② 資格確認端末にログインする



業務終了時に行うこと

端末の電源を切る

① 資格確認端末の電源を切る

※ 画面に更新が必要な旨表示された場合、再起動完了を行った上で、シャットダウン

※ 画面表示できない資格確認端末を使用している場合、資格確認端末の電源は切らない



予約時に行うこと（患者操作）

同意取得・資格確認

マイナ在宅受付Webアクセス

同意内容の選択・確認

本人確認

同意登録完了

① オンライン診療等アプリからアクセス

② 二次元コード等からアクセス





① 診療予約日の確認、手術情報・診療/薬剤情報・特定健診情報の閲覧同意の内容を選択



① マイナンバーカードの暗証番号入力、読み取り



① 同意登録の完了を確認



※ 詳細は、「マイナ在宅受付Web操作マニュアル」を参照ください。

診療前に行うこと

資格情報の照会（一括）

該当する患者情報をアップロード

照会結果を確認・ダウンロード

照会番号登録

① 資格確認一括要求ファイルを作成し、オンライン資格確認等システムにアップロード



① アップロード後しばらく時間をおいてから、照会結果を確認・ダウンロード



① 照会番号の登録

医療機関等毎に任意で照会番号（患者を特定する任意の番号）を登録しておくことで、次回診療前にスムーズに患者の特定ができます。

※ 詳細は、「操作マニュアル(一般利用者・医療情報閲覧者編)」を参照ください。

資格情報の照会（個別）

該当する患者情報の入力・検索

照会結果を確認・ダウンロード

照会番号登録

① 診療区分に「オンライン診療等」を選択のうえ、患者の保険者番号・被保険者証番号・枝番、生年月日、資格確認日をオンライン資格確認等システムに入力し検索



① 照会結果を確認・ダウンロード



① 照会番号の登録

医療機関等毎に任意で照会番号（患者を特定する任意の番号）を登録しておくことで、次回診療前にスムーズに患者の特定ができます。

※ 詳細は、「操作マニュアル(一般利用者・医療情報閲覧者編)」を参照ください。

薬剤情報・診療情報・特定健診情報閲覧時

薬剤情報・診療情報・特定健診情報検索

薬剤情報・診療情報・特定健診情報閲覧

① 電子カルテシステム等の端末で検索条件を入力し、患者の情報を検索 ※患者から同意を取得している場合のみ



① 電子カルテシステム等の端末より当該患者の薬剤情報・診療情報・特定健診情報を閲覧



※ 詳細は、「電子カルテシステム等操作マニュアル」を参照ください。

薬局向けオンライン資格確認クイックガイド

② 訪問服薬指導（マイナンバーカードによる同意取得）の場合

業務開始時・終了時に行うこと（毎日）

業務開始前に行うこと

端末の電源を入れる・ログインする

① 資格確認端末の電源を入れる

② 資格確認端末にログインする



業務終了時に行うこと

端末の電源を切る

① 資格確認端末の電源を切る

※ 画面に更新が必要な旨表示された場合、再起動完了を行った上で、シャットダウン

※ 画面表示できない資格確認端末を使用している場合、資格確認端末の電源は切らない



初回訪問時に行うこと

初回訪問後に行うこと

マイナ在宅受付Webアクセス

同意内容の選択・確認

同意取得・資格確認
本人確認

同意登録完了

資格確認・照会番号登録

① URLからアクセス【職員】



① 手術情報・診療・薬剤情報・特定健診情報の閲覧同意を選択するよう案内【職員】



① マイナンバーカードの暗証番号入力、読み取り【患者】



① 同意登録の完了を確認【職員】



① レセプトコンピュータ用端末等で資格情報の要求・結果確認



② 照会番号の登録

薬局毎に任意で照会番号（患者を特定する任意の番号）を登録しておくことで、次回訪問前にスムーズに患者の特定ができます。

※ レセプトコンピュータ用端末の仕様により差異有。詳細は、「レセプトコンピュータ用端末等操作マニュアル」を参照ください。

※ 詳細は、「マイナ在宅受付Web操作マニュアル」を参照ください。

2回目以降の訪問前に行うこと（継続的な訪問服薬指導が行われている間）

患者情報の再照会（一括）

訪問する患者情報をアップロード

照会結果を確認・ダウンロード

薬剤情報・診療情報・特定健診情報検索・閲覧

① 資格確認一括要求ファイルを作成し、オンライン資格確認等システムにアップロード



① アップロード後しばらく時間をおいてから、照会結果を確認・ダウンロード



① 電子カルテシステム等の端末で検索条件を入力し、患者の情報を検索 ※患者から同意を取得している場合のみ



② 電子カルテシステム等の端末より患者の薬剤情報・診療情報・特定健診情報を閲覧



※ 詳細は、「操作マニュアル(一般利用者・医療情報閲覧者編)」を参照ください。

※ 詳細は、「電子カルテシステム等操作マニュアル」を参照ください。

患者情報の再照会（個別）

訪問する患者情報の入力・検索

照会結果を確認・ダウンロード

薬剤情報・診療情報・特定健診情報検索・閲覧

① 診療区分に「訪問診療等」を選択のうえ、患者の保険者番号、被保険者証番号・枝番、生年月日・資格確認日をオンライン資格確認等システムに入力し検索



① 照会結果を確認・ダウンロード



① 電子カルテシステム等の端末で検索条件を入力し、患者の情報を検索 ※患者から同意を取得している場合のみ



② 電子カルテシステム等の端末より患者の薬剤情報・診療情報・特定健診情報を閲覧



※ 詳細は、「操作マニュアル(一般利用者・医療情報閲覧者編)」を参照ください。

※ 詳細は、「電子カルテシステム等操作マニュアル」を参照ください。

継続的な訪問服薬指導の終了時に行うこと

患者の閲覧同意取消し時

同意取消し照会

同意取消し完了

① 資格確認端末等よりオンライン資格確認システムの「同意取消照会」にて保険者番号、被保険者証番号・枝番、生年月日を入力



① 患者の資格情報から対象患者であることを確認し、同意を取り消す



※ 詳細は、「訪問診療等におけるオンライン資格確認の運用フロー」を参照ください。

薬局向けオンライン資格確認クイックガイド

③ オンライン服薬指導（マイナンバーカードによる同意取得）の場合

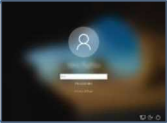
業務開始時・終了時に行うこと（毎日）

業務開始前に行うこと

端末の電源を入れる・ログインする

① 資格確認端末の電源を入れる

② 資格確認端末にログインする



業務終了時に行うこと

端末の電源を切る

① 資格確認端末の電源を切る

※ 画面に更新が必要な旨表示された場合、再起動完了を行った上で、シャットダウン

※ 画面表示できない資格確認端末を使用している場合、資格確認端末の電源は切らない



予約時に行うこと（患者操作）

同意取得・資格確認

マイナ在宅受付Webアクセス

同意内容の選択・確認

本人確認

同意登録完了

① オンライン服薬指導アプリからアクセス

② 二次元コード等からアクセス

① 予約日の確認、手術情報・診療・薬剤情報・特定健診情報の閲覧同意を選択

① マイナンバーカードの暗証番号入力、読み取り

① 同意登録の完了を確認

※ 詳細は、「マイナ在宅受付Web操作マニュアル」を参照ください。

診療前に行うこと

資格情報の照会（一括）

該当する患者情報をアップロード

照会結果を確認・ダウンロード

照会番号登録

① 資格確認一括要求ファイルを作成し、オンライン資格確認等システムにアップロード

① アップロード後しばらく時間をおいてから、照会結果を確認・ダウンロード

① 照会番号の登録

※ 詳細は、「操作マニュアル(一般利用者・医療情報閲覧者編)」を参照ください。

資格情報の照会（個別）

該当する患者情報の入力・検索

照会結果を確認・ダウンロード

照会番号登録

① 診療区分に「オンライン診療等」を選択のうえ、患者の保険者番号、被保険者証番号・枝番、生年月日、資格確認日をオンライン資格確認等システムに入力し検索

① 照会結果を確認・ダウンロード

① 照会番号の登録

※ 詳細は、「操作マニュアル(一般利用者・医療情報閲覧者編)」を参照ください。

薬剤情報・診療情報・特定健診情報閲覧時

薬剤情報・診療情報・特定健診情報検索

薬剤情報・診療情報・特定健診情報閲覧

① 電子カルテシステム等の端末で検索条件を入力し、患者の情報を検索 ※患者から同意を取得している場合のみ

① 電子カルテシステム等の端末より当該患者の薬剤情報・診療情報・特定健診情報を閲覧

※ 詳細は、「電子カルテシステム等操作マニュアル」を参照ください。

訪問看護ステーション向けオンライン資格確認クイックガイド

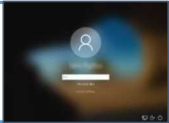
業務開始時・終了時に行うこと（毎日）

業務開始前に行うこと

端末の電源を入れる・ログインする

① 資格確認端末の電源を入れる

② 資格確認端末にログインする



業務終了時に行うこと

端末の電源を切る

① 資格確認端末の電源を切る

※ 画面に更新が必要な旨表示された場合、再起動完了を行った上で、シャットダウン

※ 画面表示できない資格確認端末を使用している場合、資格確認端末の電源は切らない



初回訪問時に行うこと

初回訪問後に行うこと

同意取得・資格確認

マイナ在宅受付Webアクセス

同意内容の選択・確認

本人確認

同意登録完了

資格確認・照会番号登録

① URLからアクセス【職員】

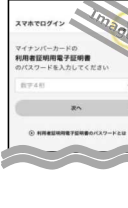


① 手術情報・薬剤情報・特定健診情報・限度額情報等の閲覧
同意の内容選択を案内【職員】





① マイナンバーカードの暗証番号入力、読み取り【利用者】





① 同意登録の完了を確認【職員】



① レセプトコンピュータ用端末等で資格情報の要求・結果確認



② 照会番号の登録
訪問看護ステーション毎に任意で照会番号（利用者を特定する任意の番号）を登録しておくことで、次回訪問前にスムーズに利用者の特定ができます。

※ レセプトコンピュータ用端末の仕様により差異有。詳細は、「レセプトコンピュータ用端末等操作マニュアル」を参照ください。

※ 詳細は、「マイナ在宅受付Web操作マニュアル」を参照ください。

2回目以降の訪問前に行うこと（継続的な訪問看護が行われている間）

利用者情報の再照会（一括）

訪問する利用者情報をアップロード

照会結果を確認・ダウンロード

薬剤情報・診療情報・特定健診情報検索・閲覧

① 資格確認一括要求ファイルを作成し、オンライン資格確認等システムにアップロード





① アップロード後はしばらく時間をおいてから、照会結果を確認・ダウンロード





① 資格確認端末等で検索条件を入力し、利用者の情報を検索
※利用者から同意を取得している場合のみ



② 資格確認端末等より利用者の薬剤情報・診療情報・特定健診情報を閲覧



※ 詳細は、「操作マニュアル(一般利用者・医療情報閲覧者編)」を参照ください。

※ 詳細は、「操作マニュアル(医療情報閲覧編)」を参照ください。

利用者情報の再照会（個別）

訪問する利用者情報の入力・検索

照会結果を確認・ダウンロード

薬剤情報・診療情報・特定健診情報検索・閲覧

① 診療区分に「訪問診療等」を選択のうえ、利用者の保険者番号、被保険者証番号・枝番、生年月日、資格確認日をオンライン資格確認等システムに入力し検索





① 照会結果を確認・ダウンロード



① 資格確認端末等で検索条件を入力し、利用者の情報を検索
※利用者から同意を取得している場合のみ



② 資格確認端末等より利用者の薬剤情報・診療情報・特定健診情報を閲覧



※ 詳細は、「操作マニュアル(一般利用者・医療情報閲覧者編)」を参照ください。

※ 詳細は、「操作マニュアル(医療情報閲覧編)」を参照ください。

継続的な訪問看護の終了時に行うこと

利用者の閲覧同意取消し

同意取消し照会

同意取消し完了

① 資格確認端末等よりオンライン資格確認等システムの「同意取消照会」にて保険者番号、被保険者証番号・枝番、生年月日を入力



① 利用者の資格情報から対象利用者であることを確認し、同意を取り消す

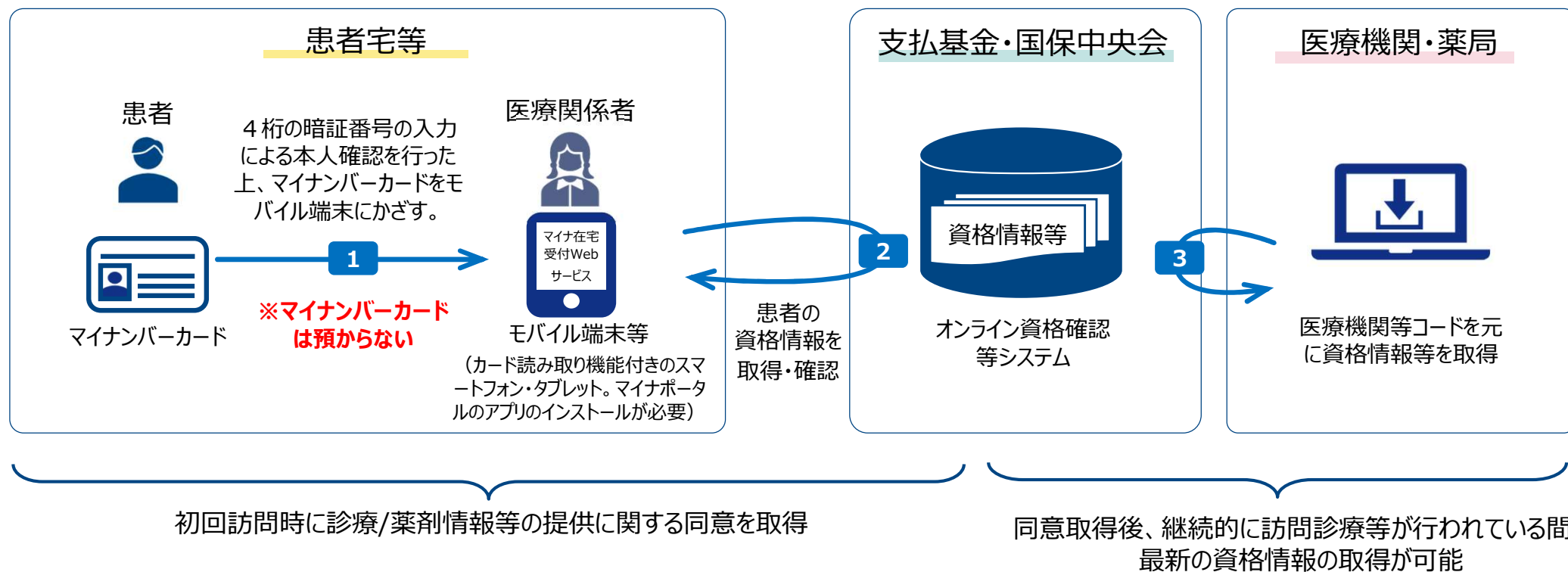


※ 詳細は、「訪問診療等におけるオンライン資格確認の運用フロー」を参照ください。

訪問診療等におけるオンライン資格確認とは

訪問診療等におけるオンライン資格確認の仕組み（居宅同意取得型）では

- モバイル端末等によるオンライン資格確認が可能となり、患者宅等でも保険資格を確認できるようになります。
- 2回目以降の訪問においては、当該医療機関等との継続的な関係のもと訪問診療等が行われている間、医療機関等において再照会機能を活用した資格確認を行うとともに、薬剤情報等については、初回時の患者の同意に基づき取得可能です。



※ 2回目以降は、医療機関・薬局にて、初回訪問時に取得した被保険者証番号等を用いた資格情報等の照会も可能。

※ 初回訪問時にマイナンバーカードによる本人確認を行い同意取得を確認します。2回目以降は、初回時の同意に基づき診療/薬剤情報等について閲覧可能です。

※ 往診においては、訪問の都度、資格確認を行うとともに、薬剤情報等の提供に係る同意取得を行うこととなります。